

令和4年度京都府障害者施策推進協議会の概要

1 開催日時 令和5年3月8日（水）午前10時00分～11時45分

2 場 所 ルビノ京都堀川「加茂の間」

3 出席委員 （25名中18名）

武田委員、鈴木委員、長谷川委員、澤村委員、石垣委員、三好委員、藤原委員、前田委員、上田委員、佐藤委員、水野委員、中谷委員、高野委員、森田委員、大前委員、尾瀬委員、細田委員、林田委員

4 内 容

議題（1）

「第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画」の実施状況及び「第4期京都府障害者基本計画」の達成状況について

事務局から、資料1～3に基づき説明

議題（2）

「第5期京都府障害者基本計画」、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」作成スケジュールについて

事務局から、資料4～6に基づき説明

【主な質疑・意見等】

○委員：障害者の人権を守る制度の制定は前進したが、当事者をとりまく社会的環境整備には依然として課題がある。当事者からは、日常生活において差別や偏見を受けることがあると聞いており、行政にはこのことを問題意識として把握していただき、当協議会でも議論していきたい。また、国連の権利委員会の審査において、社会的入院と人権差別に対する勧告を受けたが、社会的入院も含めて、精神病院内での虐待等の人権を無視した行為について、解決方法を示すべき。

○事務局：障害者支援課内に設置している広域専門相談員が、障害者やその家族等から、年間120件ほど差別に関する相談を受けており、市町村と連携しながら丁寧に解決を図っているところ。令和3年12月に「障害を理由とする差別の解消のための事例集」を約1万5千部作成し、事業者や学校、行政機関等に啓発を行っており、障害のある人もない人もいきいきと暮らせる生活が送れるよう着実に進めている。

○委員：調査について、医療的ケアについての設問は回答者を家族に絞っているが、この構成にすると、医療的ケアが必要だが自立生活をしている当事者のニーズが把握できない

可能性を危惧している。全員を回答対象とし、医療的ケアが必要かどうかを問うた上で、必要な方については家族が対応するという形式に改めるべき。また、基本計画における次の課題は、医療的コーディネーターの配置であり、国も配置については期間や人数を明確に示していない中で、京都府の計画の中できちんと位置づけていくべき。

○事務局：調査については、表現が分かりにくい箇所もあるため、当事者の意見が把握できるよう表現を考えたい。現在、医療的ケア児者・重症心身障害児者の方を対象に、基本情報調査を実施している。次期計画策定時の調査項目については今後検討していく。配置については、それぞれの自治体においても計画見直しの年であり、市町村とも連携しながら確実な配置につながるような議論を展開していきたい。

○委員：調査の回答については、意思決定支援とも関わっており、調査実施時は表現を注意深く丁寧に検討いただきたい。また、市町村の動向を逐一把握しながら本協議会でも議論したい。

○委員：調査票の問 41 について、「スポーツ大会への参加」という表現ではなく、日常的にスポーツに関わっているかという問いにすることで、ニーズが見えてくると思う。また、京都府でも、障害者が使いやすいという考え方で障害者スポーツセンターを設置してほしい。

○事務局：調査の項目に関しては、意見を踏まえて今後検討する。障害者スポーツセンターについては、障害のある方がスポーツに参加しやすいような環境整備をしていきたい。

○委員：難病患者が障害者手帳を取得している率は非常に低く、8,000 通の調査票を送っても、難病患者に届く数はとても少ない。さらに、調査票の難病に関する問いはひとつだけであり、難病患者の生活の実態は分からないことを危惧する。現在の計画にも患者会を支援するとの記載はあるが、難病患者にももっと焦点をあてていただきたい。

○委員：精神や難病、医療的ケアは、後から障害の分野に含まれた経緯もあり、意識して焦点をあてていくべき領域。

○事務局：現在の本府の「健康福祉部」は、かつて医療面と福祉的な生活支援が別の部署で分かれている組織編成となっていたが、一緒に考えるべきという考えの元、ひとつの部署になった経緯がある。難病が新たに福祉に入り、これまで医療面として保健所を中心に動いてきたが、保健所内でも福祉と医療の連携が必要。コロナ禍でこの3年間、保健所業務は命を支えることを中心に動いてきたが、今後は生活を支えるという視点ももって、健康福祉部として進めてまいりたい。

○委員：音響式歩行者誘導式装置は平成 30 年度以降わずか 1 基しかできていないが、視覚障害者から要望が全くないから設置されないのか、あるいは要望はあるが地域から反対があり設置ができないのか。

○事務局：南部の市町村で視覚障害者の方から音響式信号機の設置要望があり、警察と調整した経過がある。その中で、地域の住民から信号機の音が耳につくとの意見も出ていたところ。本件については警察と一緒に地域との調整を進め、設置の方向で調整済みである

が、設置が進まないのは地域の反対があるという側面もある。

○委員：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立以前に、読書バリアフリー法が成立している。近隣の府県では既に読書バリアフリー計画あるいは読書バリアフリー推進計画が作られているところが増えており、他府県の好事例も取込ながら、京都の特徴も網羅した計画を策定いただきたい。読書バリアフリーに特化した計画を策定しないのであれば、次期計画には、読書バリアフリーの理念を盛り込むべき。また、少子高齢化による基本的な人手不足とそれに伴う合理化・省力化により合理的配慮の不足が起こることを懸念。これによる不便や不自由について、今回実施する調査で把握し、計画に反映すべき。

○事務局：読書バリアフリー法については、現行の計画でも主旨は掲げているところであるが、現行の掲載内容では十分ではないと認識している。単独で計画を策定するのか、次期計画の中に盛り込むのかについて検討していきたい。また、少子高齢化の問題については、今の人口構造が続けば生活面に大きな影響が出てくると考えており、「子育て環境日本一」を目指して取り組みを進めていきたい。介護福祉の現場で働く方がICTを使うことで事務作業を減らし、専門的な業務に集中できるような環境づくりに取り組んでいきたい。

議題（３）

その他・意見交換について

事務局から資料 7～13、追加資料に基づき説明

○委員：国連の権利擁護委員会の審査でも提案があったが、本人の同意無くして精神病院に入院させることについては、憲法に保障されている権利あるいは人権憲章等において否定されるべきことである。また、合理的配慮については、人間らしい自由を享受できるような環境を法的に整備するべきものと認識している。

○委員：個人の意識の問題もあると感じる。健常者と障害者という線引きによって隔たりを感じる。何もかも公共や税金で決着するのは不可能。個人がどうやって共生していくかを考えることが大切。行政が何をしてくれるかより個人が何をできるかということを考えるような啓発をしていけたらよい。

○委員：本計画は、個人に何ができるかを考える環境を整える役割も担っている。

○委員：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、医療的ケア児が18歳に達した後の支援についても記載がある。医療的ケアが必要な大人のニーズや支援が施策に反映されるべき。一方、福祉計画については、大人への支援というのは、現行の制度の中で必要なことを検討していくことになる。ニーズ把握のために調査は重要であり、調査項目の見直しを行っていただきたい。

○委員：精神病院における虐待について、行政は強制的な調査権をもつべきである。精神病院における入院患者の人権改善にも取り組むべき。

○**事務局**：精神病院における虐待事案は府内でも過去に起こっている。虐待事案が発生した場合は、精神保健福祉総合センターと保健所が連携し、病院に調査を行い、再発防止にむけて病院で虐待防止のマニュアルを作るなどの対策をしている。病院には医療法が適用され、都道府県・政令市には立入権限がある。また、精神福祉法では人権を守ることが包含され、法律としては整備されている状態。しかし、それをどう運用していくかが重要であり、今後も対応してまいりたい。